

項目欄は必ず入力して下さい。
左は記入例です。

に給与および賞与等の文字・データを入力して下さい。
原則2013年9月～2014年8月に入力。

事業者名: B金属株式会社
所属: 開発設計
氏名: 甲 太郎
生年月日: 昭和52年1月21日 36歳

※年齢確認
式が入っています。

赤枠内入力漏れ注意!!
(事業者名漏れが多くあります)

残業代は、総支給額に含めないで下さい。

賞与の列(H列)は、移動・削除しないで下さい!!
H列は、2013年9月～2014年2月までに支払った賞与が入力できます。
賞与は、月々の給与と異なる式になっている為、
列の移動・削除で式が部分的に壊れる場合があります。

賞与の列(L列)は、移動・削除しないで下さい!!
H列は、2014年3月～2014年5月までに支払った賞与が入力できます。
賞与は、月々の給与と異なる式になっている為、
列の移動・削除で式が部分的に壊れる場合があります。

賞与の列(P列)は、移動・削除しないで下さい!!
P列は、2014年6月～2014年8月までに支払った賞与が入力できます。
賞与は、月々の給与と異なる式になっている為、
列の移動・削除で式が部分的に壊れる場合があります。

①

介護保険、雇用保険、労災保険は、元の表に料率が入力されていない為、
入力漏れが多く見られます。

下段は、事業主負担の法定福利費を時間単価の計算で加味するものですが、従業員負担の料率で記入される間違いが多くあります。
※雇用保険は折半ではない為、注意!!

●雇用保険は、4/1現在64歳以上の人は免除される為、0となります。

●介護保険は、誕生日で自動判定されない為、40歳になる誕生日の前日の属する月より
入力して下さい。

※介護保険料率は、該当者のみ入力(誕生月に注意!!) 下記(A)参照下さい!!
※労災保険の料率は、業種によって異なります。

① ↓年間総支給額

② ↓事業主負担の法定福利費

③ ↓年間理論総労働時間

③ 年間理論総労働時間
1,904,000 時間

2,990	円
-------	---

1円未満切り捨て

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業補助金に係わる標記の研究開発従事者の給与実績は上記の通りであることを証明します。

5,000円超の場合は
右記の通り

※赤枠内の入力・押印漏れに注意!!
社名が入力されていないケースが多あります。

健康保険	●健康保険標準報酬月額×健康保険の料率 3月から料率が変わる。 標準報酬月額が9月から変わる。 賞与計算は標準賞与額を使う。
厚生年金	●厚生年金保険標準報酬月額×厚生年金保険の料率 9月から料率が変わる。 標準報酬月額が9月から変わる。 賞与計算は標準賞与額を使う。
介護保険	●健康保険標準報酬月額×介護保険の料率 3月から料率が変わる。 標準報酬月額が9月から変わる。 賞与計算は標準賞与額を使う。 40歳の誕生日の前日から属する月から介護保険料がかかる。
雇用保険	●総支給額×雇用保険料率 4/1現在64歳以上の人は、雇用保険料=0になる。 (被保険者でも)
労災保険	●総支給額×労災保険料率
児童手当拠出金	●厚生年金標準報酬月額×児童手当拠出金 賞与計算は標準賞与額を使う。

入力漏れに注意

『使い方』シートのセルE6に会社名を入力すると、ここに会社名が反映されます。

賞とにかかわる保険料は、実際に支払われた賞与額（税引前の総支給額）から1,000円未満を切捨てた額を「標準賞与額」とし、その「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額。（保険料は事業主と被保険者が折半で負担）
※Excel上では1,000円未満を切捨てた式になっている為、意識する必要はありません。標準賞与額の上限を超える場合は注意!

健康保険⇒年度の累計額540万円。(年度は毎年4/1から翌3/31まで)
厚生年金保険⇒1か月あたり150万円。同月内に2回以上支給される時は、合算した額で上限額が適用されます。

(A)

●介護保険料の事業主負担分があるのは、40歳の誕生日の前日が属する月から
 2013年に40歳になるのは・・・1973年(S48)生まれの人
 2014年に40歳になるのは・・・1974年(S49)生まれの人
 ※生年月日で自動判定されない為、注意!!
 特に1日生まれの人は、前月から加入となる為、注意!! ☞ 5/1で40歳になる人は、前月の4月より加入となります。

●雇用保険が4月から¥0になるのは・・・
2013(H25)年4月～は、1949年(S24)4/1以前生まれの人
2014(H26)年4月～は、1950年(S25)4/1以前生まれの人
※生年月日で自動判定されない為、注意!!

年齢	社会保険
40歳未満	健康保険 厚生年金保険
40歳以上65歳未満	健康保険 厚生年金保険 介護保険(第2号被保険者)
65歳以上70歳未満	健康保険 厚生年金保険 介護保険(第1号被保険者)
70歳以上75歳未満	健康保険 介護保険(第1号被保険者)
75歳以上	後期高齢者医療制度 介護保険(第1号被保険者)

年齢	労働保険
4/1現在で64歳未満	労災保険 (雇用保険)
4/1現在で64歳以上	労災保険

<お願い>参考様式3 賃金台帳について、一部項目で自動計算ができない場合があります。下記の場合は料率等について、手入力での修正が必要です。
修正方法について不明な場合はご相談下さい。

1. 年齢による自動判定ができないため、下記については、手入力で修正していただく必要があります。

健康保険	75歳以上は健康保険の被保険者ではなくなるため、事業主負担が0になる
厚生年金保険・児童手当拠出金	70歳以上は厚生年金保険の被保険者ではなくなるため、事業主負担が0になる
介護保険	40歳未満は介護保険の被保険者ではない、65歳以上は第1号被保険者になるため、事業主負担が0になる
雇用保険	4/1現在、64歳以上は免除等のため、その年度の事業主負担は0になる

※厚生年金基金については、基金・会社によって独自の扱いとなるため、ご確認ください。

～書類提出前に下記についてご確認ください～

参考様式3賃金台帳の右上の年齢ではなく、その月における年齢で判断して下さい。（誕生日の前日が属する月から加入・喪失。誕生日が1日の人は前月から加入・喪失となるため注意）

	該当者	確認していただきたいこと
健康保険	75歳以上の方はいますか？	75歳以上：月毎の保険料が0になっていますか？
厚生年金保険・児童手当拠出金	70歳以上の方はいますか？	70歳以上：月毎の保険料が0になっていますか？
介護保険	40歳以上65歳未満の方はいますか？	40歳以上65歳未満：介護保険の 事業主負担 の料率を入力していますか？ 40歳未満 又は 65歳以上：月毎の保険料が0になっていますか？
雇用保険	4/1現在64歳以上の方はいますか？	4/1現在64歳以上：その 年度 の保険料が0になっていますか？ 事業主負担 の料率を入力していますか？
労災保険	労災保険加入者全員	自社の料率を入力していますか？

※雇用保険については、従業員負担の料率や従業員負担＋事業主負担（合計）の料率を入力する誤りが多発しています。ご注意ください。

※厚生年金基金については、60歳～70歳の時に、60歳未満と比べて料率が変わったり、加入しないなど、これまでと違う扱いになる場合があるため、注意が必要。

※社会保険加入対象の年齢でも、被保険者でない場合には事業主負担が発生しないため、不要な個所は消して下さい。（例. 短時間勤務のため、健康保険・厚生年金保険には加入していないなど。）

※雇用保険・労災保険・介護保険については、あらかじめ料率を入力していません。必要時には料率を入力して下さい。（料率の入力漏れが多発しています。）

年齢	健康保険	厚生年金	介護保険	雇用保険	労災保険	児童手当拠出金
～39						
40						
：				4/1時点		
64						
65						
：						
69						
70						
：						
74						
75～						

… 事業主負担発生

… 事業主負担は発生しない

… 境目になる年齢

この前後の年に、事業主負担有無が変わるため
料率入力の要否・不要月を消す等が必要

2. 標準賞与額の上限:「年度累計540万円」や「月間150万円」の基準を超えた場合、自動計算ができないため、手入力で修正していただく必要があります。

厚生年金保険・児童手当拠出金・健康保険・介護保険について、標準賞与額の上限を超える場合、参考様式3賃金台帳に修正が必要です。標準賞与額の上限を超える場合、ご注意ください。修正方法がわからない場合はご相談下さい。

※厚生年金基金については、基金・会社によって独自の扱いになるため、ご確認ください。

標準賞与額の上限を超える可能性がある場合、賃金台帳作成期間外の賞与について、賞与明細等の書類を提出いただく場合があります。(例:「同一年度で累計540万円」・・・累計金額をみるため、年度当初からの賞与支払額又は標準賞与額の把握が必要。)

○賞与に係る保険料

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は月間150万円となります。

上記、青字は「(協会けんぽ)保険料額表」からの抜粋

協会けんぽのホームページ(<http://www.kyoukaikaenpo.or.jp/>)から「都道府県ごとの保険料率」を選択、平成26年度保険料額表、愛知県を選択すると表示されます。

(補足)青字部分では「標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)・・・」とありますが、介護保険も健康保険と標準賞与額の上限は同じです。

～書類提出前に下記についてご確認ください～

賃金台帳作成期間(25.9～26.8)について

確認していただきたいこと(標準賞与額は上限以下になっていますか?)		上限を超えていた場合の賃金台帳作成方法
賞与支払月毎について	標準賞与額は月間150万円以下ですか? (同一月内に複数回賞与を支払っていたら合計し、標準賞与を計算してください。) (例)標準賞与額が月間150万円を超えている例 1/10 1,300,800円賞与支払 1/20 200,800円賞与支払 ⇒1月支払の賞与合計1,501,600円(同一月内だから合算) →標準賞与額1,501,000円(月間150万円を超えている)	月間150万円の上限を超えた場合、 ①賃金台帳の上段「基本給・賞与」の行に、 支払った額をそのまま入力。 ② 下段の法定福利費(厚生年金・厚生年金基金)・児童手当拠出金の保険料)の自動計算が正しく計算されないため、上限カット後の標準賞与額(150万円)で計算しなおし、下段を修正入力する。 (注意)健康保険・介護保険については、年度累計540万円を超えていなければ正しく計算されるため、修正の必要はない。 ③欄外に、「賞与上限超過」と書き、修正入力した箇所を目印をつけて下さい。
25年度累計について	25年4月1日から賞与支払月までの標準賞与額の累計は540万円以下ですか?	年度累計540万円の上限を超えた場合、 ①賃金台帳の上段「基本給・賞与」の行に、 支払った額をそのまま入力。 ② 下段の法定福利費(健康保険・介護保険の保険料)の自動計算が正しく計算されないため、上限カット後の標準賞与額(この場合は「540万円ーこれまで支払った賞与の標準賞与額累計」)で計算しなおし、修正入力する。 (注意)厚生年金・厚生年金基金)・児童手当拠出金については、月間150万円を超えていなければ正しく計算されるため、修正の必要はない。 ③欄外に、「賞与上限超過」と書き、修正入力した箇所を目印をつけて下さい。 賃金台帳作成期間外(25.4～25.8)の賞与についても、賞与明細書を提出して下さい。
26年度累計について	26年4月1日から賞与支払月までの標準賞与額の累計は540万円以下ですか?	年度累計540万円の上限を超えた場合、 ①賃金台帳の上段「基本給・賞与」の行に、 支払った額をそのまま入力。 ② 下段の法定福利費(健康保険・介護保険の保険料)の自動計算が正しく計算されないため、上限カット後の標準賞与額(この場合は「540万円ーこれまで支払った賞与の標準賞与額累計」)で計算しなおし、修正入力する。 (注意)厚生年金・厚生年金基金)・児童手当拠出金については、月間150万円を超えていなければ正しく計算されるため、修正の必要はない。 ③欄外に、「賞与上限超過」と書き、修正入力した箇所を目印をつけて下さい。